

平成27年10月29日

各位

北海道運輸局 札幌運輸支局
首席運輸企画専門官

表面に個人番号が記載されている住民票の写しの取扱について

日頃から国土交通省行政に関しまして御支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が平成27年10月5日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下「個人番号」という。）の記載が可能となっています。

つきましては、道路運送車両法上の登録手続において、登録の原因を証する書面等として住民票の写し（市町村にて発行された原本。以下、住民票の写しという。）・使用者の住所を証する書面として住民票の写しのコピーを求める際に、表面に個人番号が記載された場合、当該個人番号はマイナンバー法第2条第8条による特定個人情報となり、収集・保管に制限が課せられていることから、表面に個人番号が記載されている住民票の写しの取扱について下記のとおり処理しますので、よろしくご了知いただきますよう、お願いします。

記

1. 原則、登録手続における登録の原因を証する書面等として住民票の写し・使用者の住所を証する書面として住民票の写しのコピーを求める場合は、表面に個人番号が記載されていないものを提出していただく。

2. 表面に個人番号が記載された住民票の写し・住民票の写しのコピーがあった場合において、本人の同意がある場合は、個人番号部分（全桁）を切り取った上で提出していただく。

3. 表面に個人番号が記載された住民票の写し・住民票の写しのコピーがあった場合において、本人の同意がある場合、個人番号部分（全桁）にシークレットシールを貼付しているものは、可とする。

4. 表面に個人番号が記載された住民票の写しのコピーの添付があった場合において、個人番号部分を黒塗りしたものは、不可とする。

ただし本人の同意がある場合、コピー元を黒塗りした上でコピーしたものは、個人番号部分が明らかに読み取れないようになっていれば、可とする。

5. 表面に個人番号が記載された住民票の写しのコピーの添付があった場合において、個人番号部分を修正液・修正テープ等で加工したものは、不可とする。

ただし本人の同意がある場合、コピー元を修正液・修正テープ等で加工した上でコピーしたものは、個人番号部分が明らかに読み取れないようになっていれば、可とする。

6. 原則は、上記1とする。上記2～5については、やむを得ない場合のみの対応とする。本取扱は、登録受付窓口からの申請以外のものである。

登録受付窓口からの申請については、本人または代理人の同意を窓口で確認した上で、上記2～5を認めるものとする。

7. 重量税還付申請については、別途取扱について通知することとする。